

「財務諸表と基本金について」

財務諸表については、学校法人会計基準の一部を改正する省令(平成25年4月22日文科科学省令第15号)に基づき、計算書類の様式を変更しました。

事業活動収支計算書

従前の消費収支計算書を改正したもので、教育活動収支、教育活動外収支および特別収支に区分して、学園が必要とする費用と、それを賄うための収入の内容を明らかにし、収支の均衡状態が保たれているか否かを表す書類です。企業の損益計算書に似ていますが、利益を計算するものではありません。

資金収支計算書

年度中の、現金・預金(資金)の受け入れと支払いの顛末を表す書類で、教育研究活動や管理部門で生じる、全ての収入と支出の内容を明らかにする目的を持っています。

活動区分資金収支計算書

資金収支計算書を、教育活動、施設整備等活動およびその他の活動の3つの区分に仕分けして、収支の内容を明らかにしています。

貸借対照表

決算日現在の資産と負債の内容を明示し、学園の財産状況を明らかにする目的があります。

事業活動収支計算書と資金収支計算書は、年度中の収支の動き(フロー)を示すのに対し、貸借対照表は、決算日における財産の金額(ストック)を表しています。

第1号基本金

設立当初に取得した固定資産と、設立後の規模の量的拡大および教育の充実といった質的拡大のために取得した固定資産の価額を組入れるものです。

第2号基本金

学園の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために、将来の固定資産取得に充てる金銭その他の資産の額です。

第3号基本金

基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の額です。

第4号基本金

恒常的に保持すべき資金として、文部科学大臣の定める額で、所定の計算方式によって算出されます。